

平成29年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年12月14日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第94号	岐阜縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
第3	議案第95号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第96号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第5	議案第97号	訴えの提起について
第6	議案第98号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第99号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第8	議案第100号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第9	議案第101号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第102号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第11	議案第103号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第104号	飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第13	議案第105号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第14	議案第106号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第15	議案第107号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第16	議案第108号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第109号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第18	議案第110号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第19	議案第111号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第20	議案第112号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第113号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第22	議案第114号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第115号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第24	議案第116号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第117号	平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

本日の会議に付した事件

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 9 4 号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約について |
| 日程第 3 | 議案第 9 5 号 | 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 9 6 号 | 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 9 7 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 6 | 議案第 9 8 号 | 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 9 9 号 | 平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号) |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 0 号 | 平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号) |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 1 号 | 平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 2 号 | 平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 3 号 | 平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 4 号 | 飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 5 号 | 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 6 号 | 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 7 号 | 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 8 号 | 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 9 号 | 平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号) |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 1 0 号 | 平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号) |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 1 1 号 | 平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号) |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 1 2 号 | 平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号) |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 1 3 号 | 平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 1 4 号 | 平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 1 5 号 | 平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 1 6 号 | 平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号) |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 1 7 号 | 平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号) |

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	石	腰		豊
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	洞	口	廣	之
教育委員会事務局長	清	水		貢
企画部長	湯	之	明	宏
商工観光部長	泉	原	利	匡
環境水道部長	大	坪	達	也
市民福祉部長	柚	原		誠
農林部長	柏	木	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	場	順	一
病院管理室長	佐	藤	哲	哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依

(開会 午後 3 時 0 0 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

皆さんこんにちは。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 3 番、澤史朗君、4 番、住田清美君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 94 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約
について

から

日程第 4 議案第 96 号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営
診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

及び

日程第 12 議案第 104 号飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて

から

日程第 16 議案第 108 号飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関す
る条例の一部を改正する条例

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 2、議案第 94 号、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約
についてから日程第 4、議案第 96 号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健
康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についてまでの 3 案
件及び日程第 12、議案第 104 号、飛騨市職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例についてから日程第 16、議案第 108 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁
償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 案件のあわせて 8
案件を会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

これら 8 案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任

委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務常任委員長、高原邦子君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第94号から議案第96号、及び議案第104号から議案第108号までの8案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告いたします。

去る12月11日、午前10時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第94号について申し上げます。

本案は、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正するもので、改正の内容は、総務大臣許可を求めるための事務手続き上の改正。構成団体の解散に伴う改正。文言整理及び構成団体の改正の3点を改正するものです。

質疑では、総務大臣許可を求めることになった経緯についての質問があり、組合を構成する広域行政事務組合のひとつが解散したことで、総務省に許可の必要の有無を確認したところ、過去の改正において、総務大臣許可が必要な改正案件を、岐阜県知事の許可で行われていたことを指摘され、今回改めて規約を改正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第95号について申し上げます。

本案は、介護保険条例の一部を改正するもので、一つには、在宅介護の負担を軽減するため、これまで要介護認定者を対象としていた福祉用具購入費の上乗せ給付を、要支援者にも適用するための改正。二つめに、介護保険法の改正にあわせ、過料の対象を2号被保険者及びその世帯員にも適用するための改正です。

質疑では、過料の改正についてどのような背景があるのかの質問があり、今回の改正は国からの通達によるもので、具体的な事例があるということではないが、今後のために整備するものであるとの答弁がありました。

また、水洗式ポータブルトイレの費用についての質問に対し、本体と設置費用を含め約60万円で、保険給付により本人負担は10万円から15万円の見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第96号について申し上げます。

本案は、飛騨市民病院の地域包括ケア病床の増床に伴い条例を改正するもので、新たに2人部屋を設置することに伴い、その料金を定めるもので、現在の8床から12床に増床しニーズに応じていくものです。

質疑では、料金設定の根拠について質問があり、神岡町病院時代の2人部屋料金を参考に決定したとの答弁がありました。また、1人部屋と2人部屋の使い分けについての

質問では、利用者の希望を優先するが、空き部屋の状況によるとの答弁がありました。

次に、議案第104号から議案第108号までの5案件について申し上げます。

これらの案件は、人事院勧告に基づき所要の改正を行うもので、議案第104号は、職員の給与、勤勉手当の引き上げ及び37歳未満職員の昇給抑制の回復措置を行う改正。議案第105号は一般職の任期付職員の給与及び期末手当の改正。議案第106号から議案第108号については、非常勤の特別職、教育長、議会議員について期末手当の支給割合をそれぞれ改正するものです。

議案第104号の質疑では、飛騨市はこれまでも人事院の勧告どおり実施してきたのかとの質問があり、これまでプラス・マイナス関係なく実施してきたとの答弁がありました。

他の案件に対する質疑はありませんでした。これら8案件について、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第94号から議案第96号まで、及び議案第104号から議案第108号までのあわせて8案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第94号から議案第96号まで、及び議案第104号から議案第108号までのあわせて8案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。これら8案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら8案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第5 議案第97号 訴えの提起について
及び

日程第6 議案第98号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、議案第97号、訴えの提起について及び日程第6、議案第98号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についての2案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。これら2案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 前川文博 登壇〕

●産業常任委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第97号、議案第98号の2案件につきまして、審査の概要と結果について報告いたします。

去る12月11日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第97号について申し上げます。本案は、飛騨市クリーンセンターの火災事故に関し、損害賠償金支払いを求める訴えを提起するものです。質疑では、訴訟代理人弁護士的人数、管轄裁判所が大阪地方裁判所である理由、訴訟にかかる費用などについて質問があり、訴訟代理人弁護士は4名、管轄裁判所については原則として被告の住所地を管轄する裁判所であること、費用は約400万円の見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第98号について申し上げます。本案は、観光施設条例について、数河グラウンドの数河緑地広場を、整備にあわせ分合筆したことによって、新たな代表地番に改正する必要があること、流葉自然休養園管理センターが老朽化し使用できないことから、観光施設として廃止することによって条例の一部を改正するものです。

質疑では、数河緑地広場について、分合筆した筆数と整備後の面積についての質問があり、約40筆を分合筆し、面積は従前より少し増えて1万2,374平方メートルであるとの答弁がありました。また、流葉自然休養園管理センターについて、これまでの利用状況、取り壊しの予定について質問があり、従来の利用者はスキー場の利用者が主であったこと、建物の今後については廃止後取り壊しを検討しているとの答弁がありました。

これら2案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第97号及び議案第98号の2案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第97号及び議案第98号の2案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。これらの2案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第99号 平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
から

日程第11 議案第103号 平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)

及び

日程第17 議案第109号 平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
から

日程第25 議案第117号 平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

◎議長(葛谷寛徳)

次に日程第7、議案第99号、平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)から、日程第11、議案第103号、平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)までの5案件、及び日程第17、議案第109号、平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)から日程第25、議案第117号、平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)までの9案件のあわせて14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第99号から議案第103号まで、及び議案第10

9号から議案第117号までのあわせて14案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

これら14案件については一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議案第99号から議案第103号まで、及び議案第109号から議案第117号までのあわせて14案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。よってこれら14案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第103号まで、及び議案第109号から議案第117号までのあわせて14案件については、原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長(葛谷寛徳)

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長(都竹淳也)

定例会の閉会にあたりまして一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。今議会18日間ありがとうございました。一般会計、特別会計の補正予算、条例改正などにつきまして慎重な御審議を賜り、全ての議案につきまして可決いただきました。まことにありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じまして議員の皆様方から賜りました数々のご指摘やご意見につきましてははっきり受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと思います。今後とも諸施策の推進、行政課題の解決に全力で取り組んでまいりますので引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。ことしも残すところわずかとなりました。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただきましてご健勝でよき新年をお迎えになられますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

◎議長(葛谷寛徳)

以上で市長の発言が終わりました。ここで、閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。

今定例会は11月27日から本日までの18日間にわたりまして、補正予算や条例の一部改正に慎重な審議をいただきまして、皆様方の御協力によりまして、全てご承認い

ただきました。まことにありがとうございました。

また執行部、議員の皆様のおかげでこの1年間とどこおりなく議会を運営できましたこと重ねて御礼を申し上げます。来年は元号がですね、平成の最後の年度となる節目の年でありますけれども、迎える新しい年が市民の皆様方、また執行部、議会の皆様方にとりまして実りの多い年でありますことを心よりご祈念申し上げまして、御礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

それでは本日の会議を閉じ、11月27日から18日間にわたりました平成29年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時13分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（3番）

澤史朗

飛騨市議会議員（4番）

住田清美